

藤沢市不妊治療費（先進医療分）助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、医療保険適用の体外受精又は顕微授精等（以下「体外受精等」という。）と併用して実施された医療保険適用外となる治療及び技術の提供を受ける者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- （1） 保険医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている、又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- （2） 先進医療 前号に規定する保険医療機関で実施される体外受精等と併用して実施される厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術をいう。
- （3） 1回の治療 医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等及び先進医療の実施の一連の過程をいう。
- （4） 夫婦 法律上の婚姻手続を行っている男女、または婚姻手続を行っていないが、事実上その実態を有する男女をいう。

（助成対象者）

第3条 助成の対象者は、次の要件の全てを満たす者をいう。

- （1） 医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療を受けていること。
- （2） 1回の治療の初日から申請日までの間、夫婦関係（法律上の婚姻手続を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む。）にあること。
- （3） 申請日において、夫婦の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- （4） 夫婦の両方が藤沢市に納付すべき税等の滞納がないこと。
- （5） この要綱に定める体外受精等治療及び先進医療に要した費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

(助成の対象となる費用の範囲)

第4条 助成の対象となる費用は、1回の治療における先進医療に係る費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1回の治療につき、助成対象者が保険医療機関に支払った額のうち、前条に該当する費用の額に10分の7を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。

(助成の回数)

第6条 助成の回数は、体外受精等を医療保険で治療できる要件である回数と同様とする。

(助成の申請及び請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、1回の治療が終了した日(医師の判断に基づき治療を中止した場合は、その中止した日)から起算して6か月以内に藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成事業受診等証明書(第2号様式)
- (2) 保険医療機関が発行した領収書の写し
- (3) 夫婦それぞれの住民票の写し(個人番号の記載がないもの)
- (4) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)若しくは戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
(前号に掲げる書類で婚姻関係が確認できない場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する書類については、藤沢市が備える公簿であつて当該書類により証明しようとする事項が記載されているものを市長が閲覧することに当該申請者が同意する場合に限り、市長が当該公簿を閲覧することをもって書類の添付と代えることができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し助成の可否を決定する。この場合において、助成金の交付決定をするときは藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定するときは藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ申請者に決定内容を通知する。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合は、交付決定日から起算して30日以内に、申請した者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により医療費助成を受けたときは、当該医療費助成の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を既に交付しているときは、返還させることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日以降に1回の治療が終了した先進医療について適用する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日から令和6年9月30日までに1回の治療を終了した者であって、かつ、第3条に規定する要件を満たす者にあつては、第7条第1項の適用について「1回の治療が終了した日(医師の判断に基づき治療を中止した場合は、その中止した日)から起算して6か月以内に」とあるのは、「令和7年3月31日までに」と読み替えるものとする。

(検討)

3 市長は令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。